

令和5年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

令和5年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和5年10月18日(水)
- 2 時間 午前9時30分から午後12時00分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 報告事項 (1) 市立公園等及び環境楽習館の指定管理者の指定について
(2) 子どもの遊び場等整備事業の実施について
- 5 議事 (1) 令和5年度保全緑地の指定及び解除について(諮問)
(2) 令和4年度みどりの基本計画実施計画について
(3) 小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定について
- 6 出席者 (1) 委員
会長 小木曾 裕
副会長 犀川 政稔
委員 松嶋 あおい
委員 三浦 貞夫
委員 笠原 謙次
委員 小谷 俊哉
委員 尾路 紀恵
委員 亀山 久美子
委員 田村 恵子
委員 平野 武

(2) 事務局
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 岩佐 健一郎
環境政策課緑と公園係長 小林 勢
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里
環境政策課緑と公園係主任 関口 雅也

令和5年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

環境政策課長 定刻になりましたので、これより令和5年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。私は小金井市環境政策課長の岩佐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、委員の改選後初めての審議会となりますので、会長が互選されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局より本日の会の成立について御報告いたします。

緑と公園係長 事務局の小林と申します。本日の出席状況について御報告させていただきます。

本日は10名の委員のうち全員に御出席いただいております。しいて、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので審議会は成立していることを報告させていただきます。

環境政策課長 次に、環境部長より挨拶をさせていただきます。

環境部長 皆様、おはようございます。環境部長の柿崎です。

令和5年度第1回小金井市緑地保全対策審議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、緑地保全対策審議会委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、本市の緑地保全対策審議会委員に御就任をいただきまして、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。令和7年3月31日までの約2年間の任期となりますが、よろしくお願いいたします。

さて、本市は、国分寺崖線や野川、それから玉川上水に象徴される緑や水、膨大な小金井公園や野川公園など恵まれた環境があり、また、雨水浸透施設の設置率が高い水準にあるなど、市民の皆様方の御協力の下、良好で快適な環境が実現できていると考えております。

一方で、地球温暖化による気候変動が、人類だけでなく地球にいる様々な動植物の身近に迫った共通の脅威となっております。振り返れば、今年の夏は本当に暑かったと思っております。さすがにこの夏が毎年のように続くと様々な影響が出てくるかもしれませんし、既に影響が出て

いるのかもしれませんが。

そこで、市では令和3年3月に「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定いたしまして、子供たちへの環境教育ですとか、情報発信の充実など、新たな目標及び施策の下、温暖化対策に取り組んでいます。さらに、令和4年1月1日には「小金井市気候非常事態宣言」を発出したところでもございます。

本市は、長い歴史の中で、水と緑が住宅都市にほどよく融合し、良好な環境を築いてきた町であり、このような状況において、この貴重な財産を市民の皆様とともに守り、それから、育てることがこの難局を乗り越えるために重要な鍵と考えています。

最後になりますが、今後につきましても、様々な課題に市としては全力で取り組みたいと考えておりますし、緑があふれ、環境に優しい町小金井の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、緑地保全対策審議会委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

環境政策課長 それでは、続きまして、事務局より配付資料の確認のほうをさせていただきます。

緑と公園係長 事務局の小林です。配付資料の確認です。次第のほうを御確認ください。下段に配付資料一覧を載せさせていただいております、資料1から9まで9点、本日机上配付しております諮問書の写し、あとは委嘱状、こちら合計11点でございます。あと、本審議会に関係する市の関係例規、関係計画も併せて置かせていただきますので、御参照ください。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお申出ください。よろしいでしょうか。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、前委員の任期満了に伴いまして、令和5年4月1日付で新たに御就任いただきました委員の皆様には委嘱状のほうを交付させていただきました。本来であればここで委嘱状の交付を行うところではございますけれども、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、机上への配付をもって交付に代えさせていただきますので、御了承いただければと思います。

それでは、事前に配付しております資料1の委員名簿順に委員のほうを御紹介させていただきますので、恐れ入りますけれども、お名前のほうをお呼びしましたら、簡単で構いませんので一言自己紹介のほうお願いできればと思います。

それでは、初めに、小木曾委員、よろしくお願いいたします。

小木曾委員 小木曾でございます。私は日大で都市計画と緑地計画を専門にしています、分かりやすく言うと、造園とか樹木について研究しております。こちらの小金井市でこういう緑地保全についてまとめさせていただき、とてもうれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、犀川委員、よろしくお願いいたします。

犀川委員 犀川と言います。動物のサイ。ちょっと難しい字ですけども、この際に覚えていただければありがたいです。

学芸大に勤めていまして、その頃は顕微鏡とか電子顕微鏡を使ってカビを、線虫アメーバを使うカビの研究をして、新しいことを見つけて論文を作るといようなことをやってきました。でも、もうそれも大分昔のことになりまして、学芸大を定年で退職して、65歳かな、その後はもう学生さんがいないので、カビの培養ができない。自力で今度はそこら辺に生えている木なんかを写真を撮ったりして、将来、図鑑のようなものができたらいいなと思ってやっています。

やっていると、いろいろと今まで私たちが教科書なんかで習ったことが間違いがいっぱいあるということが気がついて、その間違いは、気がつくたびに、紀要という論文を受け付けるところがあるんですけども、そこへ載せてもらって、毎回忘れずに論文を書いて、今年も2023年論文も書きました。今でもまだ、寿命はもうすぐおしまいなんですけれども、終わるところまで急いで研究したいなというふうに思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

環境政策課長 どうもありがとうございました。

続きまして、松嶋委員、よろしくお願いいたします。

松嶋委員 こんにちは。農業委員会から職務代理を拝命しております松嶋あおいと申します。私はほかには食育推進会議のほうにもずっと出ておりまし

て、食と農を結びつけることで生産緑地を守るような形で、市民の方にたくさん小金井産の野菜を食べていただくことによって畑を減らさず活用する、市民の方に畑の大切さを知っていただくような活動をしております。

ほかに江戸東京野菜の普及にも関わっておりまして、小金井市の特産になっている江戸東京野菜も周知しているところでもあります。緑が守られるように勉強したいと思います。よろしく願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、三浦委員、お願いいたします。

三浦委員 皆様、おはようございます。多摩環境事務所から参りました三浦と申します。多摩環境事務所といいますのは立川の西国立の駅前というか駅のそばにございまして、私の所管としましては、自然公園法に基づく自然公園の園地管理、あと、東京都の自然の保護と回復に関する条例に基づく保全地域、小金井市さんですと立川崖線上のところが一部都の保全地域として指定されておりますが、そういった業務に関わっております。

私は都庁に造園職として入りまして三十数年たっております。その中でこれまで、小金井市さんとの関わりですと、十五、六年前に都市整備局で今日の資料に出ておりました梶野公園の都市計画変更に携わりました。現場を見せていただいたり、その頃はまだ生産緑地の指定同意も都が行っており、その関係でも現場を案内いただきました。

また、今日ちょっと時間があつたので、滄浪泉園の前まで歩いてきました。滄浪泉園は、東京都が緑地の保全を目的として昭和50年代に土地を購入し管理を市にお願いしているという施設で、25年ぶりぐらいに入り口まで、中はちょっと入れなかったんですけども、緑が残っているなということで、非常に意味深く今日の会議に出るということもありました。

今後ともひとつよろしくお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、笠原委員、お願いいたします。

笠原委員 定年後何をやろうかと考えたときに、体を動かすボランティアをやりたいということで、野川自然の会という東京都の自然再生事業があるんですけども、そこに入って、それからもう一つ、みどり剪定サークル

という小金井市にある剪定ボランティアのサークルに入りました。それ以降10年をもう超えましたけれども、剪定サークルでは代表も少し務めて、今は相談役とか庭木剪定入門の講師などをしています。

以上です。よろしくお願いたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、小谷委員、お願いたします。

小谷委員 小谷俊哉と申します。私は小金井市環境市民会議の団体の推薦ということで参加させていただいております。今年は市民会議の代表をさせていただいております、小金井市役所さんとは、環境楽習館ですとか緑、その他のことについていつもお世話になっております。ありがとうございます。

仕事としても、都市農地とか都市計画、まちづくりをやってきたりしておりますので、小金井といいますと、屋敷林や都市農地というのも比較的多くございますし、また、それ以外にも緑、その中には生き物とか水といったものが深く関わっておりますので、そういう側面から何かしら貢献できるようにしたいと思っております。

また、市民活動としては、25年ほど小金井に住んでおりますけれども、その中で農家さんや屋敷地の方々とのお付き合いを通じてきた経験もございますので、また、今度は小金井全体に目を見渡して取り組んでいけるかなというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、尾路委員、お願いたします。

尾路委員 尾路紀恵と申します。職業的には園芸とか緑に関する職業をやっているんですけども、梶野町にございます梶野公園の花ボランティアをさせていただいております。少しでも小金井市の役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、亀山委員、お願いたします。

亀山委員 おはようございます。今、キンモクセイがとっても香っていて、本当に心地よくなってきたんですけども、私はマンションに住んでいますので庭に木がなくて、百景でいろいろなところをお庭を見て楽しんでい

る一市民なんですけれども。こういうふうに応募して、いろいろな小金井中の緑を知ることの機会を与えていただいたことにとても感謝しています。

何もよく分からないんですけれども、皆さんに教えていただきながら、勉強しながら、緑を守っていけるように頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

田村委員、お願ひいたします。

田村委員 おはようございます。田村と申します。先ほどの笠原委員と同じ、みどり剪定サークルに属しておりまして、小金井にはそれこそ半世紀住んでおりますので、小金井の緑と公園には大変関心があります。どうぞよろしくお願ひいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。

最後、平野委員、お願ひいたします。

平野委員 平野です。小金井公園が大好きで移住して40年になります。緑町3丁目のココバスの公園前のすぐ近くに住んでおります。緑に関しては、今、中町にありますつきみの園で訪問ヘルパーをやっておりまして、あそこの公園、花壇の整理整頓をみんなで一緒に協力してやっております。今後ともよろしくお願ひいたします。

環境政策課長 皆さん、どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。それでは、続きまして、事務局の紹介のほうに移らせていただきます。私のほうから名前のみ御紹介させていただきます。

初めに、環境政策課のみどりと公園係長の小林でございます。

緑と公園係長 小林でございます。よろしくお願ひいたします。

環境政策課長 続きまして、主任の関口でございます。

緑と公園係主任 関口と申します。よろしくお願ひいたします。

環境政策課長 続きまして、主任の井上でございます。

緑と公園係主任 井上と申します。よろしくお願ひいたします。

環境政策課長 それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第1条第2項の規定によりまして、会長及び副会長の互選をお願いしたいと思います。まず初めに会長を選任していただきまして、次に選任された会長よ

り副会長の選任を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、早速ではありますけれども、会長の互選についていかが
でしょうか。

犀川委員 私から意見。犀川ですけれども、小木曾先生は私と一緒にこの会をも
う相当長いことやって、大変上手にまとめて進めてこられました。す
ごく適切な進行ができる方ですので、私としては小木曾さんが適任では
ないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(拍 手)

環境政策課長 ありがとうございます。

そうしたら、犀川委員より会長としまして小木曾委員のほうを御推薦
いただきまして、皆様から拍手をいただきましたので、御異議なしとい
うことで小木曾委員のほうに会長をお願いしたいと思っておりますけれども、
小木曾委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小木曾会長 はい。皆さんの盛大な拍手をいただきましたので、引き続き頑張って
いきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

環境政策課長 すいません。ありがとうございます。

それでは、会長のほうに一任しまして、ここで私の役割は終了しまし
て、ここからは会長のほうに議事の進行をお願いしたいと思っておりますので、
小木曾会長、どうぞよろしくお願いたします。

小木曾会長 それでは、続きまして、副会長の互選に移りたいと思っております。

副会長につきましては、長年当審議会を支え、会長の御経験もある犀
川さんをお願いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

(拍 手)

小木曾会長 それでは、犀川さん。

犀川副会長 どうもありがとうございます。こういったところに来るのは久しぶり
で、私はがんで大きな手術をして、もう駄目かなというふうに思って、
市のその当時の職員の人もやめたほうがいいんじゃないかという感じだ
ったんですけれども、そこでやめるとそれで寿命が終わるような、そん
な気がしまして、やらせてくださいなんて言って、ずっと引き続き委員
を去年までやっていました。

健康のためもありますので、ぜひ一生懸命、大した補佐にはなりません

んけれども、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

小木曾会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから本日の案件に入ります。まず初めに、事務局より事務連絡等あれば説明をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。本日、議事録のために録音させていただいておりますので、議事録の作成のために、発言の前に挙手の上、お名前を言うてから御発言のほうをお願いできればと考えていますので、よろしくお願いたします。

以上です。

小木曾会長 御不明の点はございませんでしょうか。大丈夫ですか。再確認していただければ結構でございますが。資料も多いので、なかなか確認しにくいと思いますが、途中で何かまたありましたら教えてください。

それでは、次第の6、議事の令和5年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）を議題としたいと思います。本件は諮問として受けることにいたします。事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。本日机上配付させていただいています諮問書のとおり、市長より令和5年度保全緑地の指定及び解除についての諮問をお願いするものでございます。本日の諮問に対する審議会の答申を会長から市長にさせていただく流れとなってまいりますので、御承知おきをよろしくお願いたします。

小木曾会長 ただいま、小金井市長から本審議会への諮問がありました。それでは、令和5年度保全緑地の指定及び解除について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

緑と公園係主任 改めまして、事務局の関口と申します。それでは、資料2から4を使いまして、令和5年度保全緑地の指定及び解除についての御説明をさせていただきます。

最初に、保全緑地制度についてですが、小金井市として緑地の保全及び緑化推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく制度となっております。小金井市緑地保全及び緑化推進条例の中で、民有地にある保全緑地を保全及び緑化推進を図ることを目的に、所有者の方からの申請に基づき、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣として市

が一定の基準に基づいて指定しております。

一度指定したものについては5年ごとに更新が必要となっており、本審議会においては、更新する保全緑地、新たに保全緑地として指定するもの、また、所有者様の御意向により解除した緑地につきまして、御審議をお願いするものでございます。

それでは、右上に資料2と書かれた資料を御用意いただければと思います。1、令和5年度保全緑地の指定についてで、(1)の環境緑地から(4)の保存生け垣まで、申請があったものの件数を載せております。その下の下段、2で、1年間で申請のありました解除の一覧の数量を載せております。

ページをめくりいただきまして、2ページについては、令和元年度から令和5年度の各年度ごとの数量の総括表となっております。

それでは、各保全緑地につきまして、本年度に申請のございましたものを個別に御説明させていただきます。

まず、環境緑地について説明させていただきます。お手元の資料2では3ページになります。最初に、環境緑地の指定基準についてですが、基準につきましては、昨年度、条件を一部緩和いたしまして、おおむね300平米以上の保全されることが確約される樹木の集団ということになっております。

こちらが申請1件目、貫井南町二丁目の案件になりますが、当初の指定は平成30年に指定されておりました、今回はそちらの更新の申請となっております。こちらと同じ申請地の写真です。

続きまして、2件目、中町一丁目の環境緑地についてです。こちらは新規の指定の申請があったんですが、敷地の一部に建物があったり、敷地の一部が階段状に整備されていたり、その辺り、敷地面積から建物とや階段部分を除外しますと指定条件の300平米に満たないような条件となっておりますので、今回は、新規の申請があったんですが、環境緑地としては指定しないというところでの案となっております。

環境緑地については、こちらの2件です。

続きまして、保存樹木についてです。お手元資料の4ページからになります。保存樹木の指定基準につきましても、昨年度、要件を緩和いたしまして、地上1.5メートル以上の高さにおける幹周りが1メートル

以上もしくは高さが10メートル以上のどちらかの基準を満たしたときに、保存樹木として指定されるものとなっております。今年度、更新25件、新規の申請4件、合計29件の申請がございました。更新分については25件で、合わせて294本ありまして、全てを御説明すると時間がかかってしまうので、申し訳ありませんが、更新分については省略させていただきます。スライドの写真は、更新の中の抜粋した箇所の現状の写真となっております。

ここからが今年度新規で申請がございました4件分のものになっております。お手元の資料では12ページからになります。

最初に、No.26、件数としては1件ですが、合計16本の樹木の新規申請がございました。こちらが1本目のケヤキの写真となっております。

続きまして、2本目、3本目の現状の写真です。

こちらが4本目、5本目の写真となっております。

こちらが6本目、7本目の写真です。

続きまして、8本目から10本目までの写真となっております。

こちらが11本目から13本目の写真となっております。

続きまして、14本目から16本までの写真となっております。

No.26については、以上の16本の新規指定がございまして、16本全て基準を満たしているので、申請どおり指定しようと考えております。

こちらが、No.27、前原町三丁目の新規の申請のサクラとなっております。27については、この1本の申請となっております。

続きまして、No.28、中町一丁目、こちらについてはモミジとエノキの2本の申請がございました。どちらも基準を満たしております。

最後に、前原町一丁目、こちらも新規で申請があったものについてですが、当該現場の樹高が6メートル、幹周り72センチというところで、樹高、幹周りともにどちらも基準未滿というところでしたので、今回は指定からは除外されるというところでの案となっております。

続きまして、保存生け垣の申請についてでございます。お手元の資料13ページ、14ページになります。保存生け垣の指定条件につきましても、令和4年度に一部緩和をさせていただいたところではありますが、

昨年度の本審議会の中での御意見を踏まえまして、今年度についても一部要件を緩和させていただいております。

具体的に緩和した箇所については、指定基準の上から2つ目の黒丸の2行目のところからになりますが、つる植物の葉が相互に触れ合う程度に1列以上に植栽されているもの、または、1メートルにつき3本以上、1列以上に植栽されているものであることというところで、「または」の部分で今回新たに追加させていただいております。

昨年度までは、「相互に葉が触れ合う程度」というところの意味として、1メートルにつき3本以上というところで御説明をさせていただいていましたが、今回の緩和については、「相互に葉が触れ合う程度」または「1メートルにつき3本」ということのどちらかの条件に当てはまれば認めるというものになっております。

今年度、更新につきまして61件、新規の申請が9件、合計70件の申請がございました。更新分については、数が多い関係で説明を省略させていただければと思います。

こちらが更新分の代表事例の写真となっております。No.62以降が新規の申請となっております。お手元の資料では14ページに移ります。

こちらがNo.62の前原町二丁目の申請となっております。

続きまして、こちらがNo.63、貫井南町一丁目の新規の指定状況です。

続いて、No.64、前原四丁目の写真です。

続いて、No.65、東町三丁目の写真です。

続いて、No.66、桜町二丁目の写真です。

続いて、No.67、中町一丁目の写真です。

続いて、No.68、緑町四丁目の写真です。

こちら、中町三丁目と続いての貫井北町三丁目、こちらの2件については今年度新規指定がありましたが、どちらの宅地についても、生け垣部分に高さ40センチ以上のブロックが現地に置かれておりまして、指定基準から外れるというところで、最後、こちらの貫井北町三丁目と中町三丁目の新規指定の2件については基準からは外れるというところで、新規指定はしないという案となっております。

スライドは以上となります。

続いて、資料2の15ページになります。こちらが1年間で申請のあった公共緑地、保存樹木、保存生け垣の解除の一覧表となっております。解除の件数としましては、公共緑地については3件、保存樹木についてが8件の33本、保存生け垣については4件の53メートルとなっております。

解除の理由についてですが、公共緑地につきましては、単純に解除した分緑地が減るというわけではなくて、市が維持管理する根拠を市立公園条例に変更するために解除し、使用貸借契約に基づき引き続き市が維持管理するものとなっております。

保存樹木、保存生け垣の解除理由は、備考欄にあるとおりでございます。敷地の整備については、細分化しますと、土地の売買、樹木の越境等、細かく分けると理由はありますが、大別して敷地内の整備というところで整理しております。

解除の申請があったときには、申請者の方から詳しくお話を聞き、何とか残せないかというところでお話はさせていただいておりますが、残念ながら解除に至ってしまったものの数量の一覧となっております。

資料2につきましては、説明は以上となります。

あわせて、資料3については、各指定基準の一覧、資料4については、各緑地の過去10年分の推移のグラフとなっております。

案件1の資料の説明は以上となります。

小木曾会長 御説明ありがとうございます。

それでは、皆様からただいまの説明につき御質問等いただきたいんですが。事前に資料は配っていただいていますでしょうか？

緑と公園係主任 はい。皆様にも事前にお配りしております。

小木曾会長 皆さんに配っていただいて、見ていただいていると思いますが、初めての方は事情が分からないところもあるかと思いますが、気軽に分からないことはいろいろ聞いていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。何かありましたら挙手を。レディーファースト。亀山さん。

亀山委員 亀山です。本当に初歩の質問で申し上げないんですが、申請をされるのは、御自身から申請されて、それが市が見に行く。市のほうがこれを

指定すればいいのになと言ってお願ひするということあるんですか。

緑と公園係主任 基本的には、申請者様からの申請に基づくものとなっております。

亀山委員 今度は、逆にそれを解除したいという場合には、解除を受けて見に行つて、残してもらえないかという方針もなさるといふことですか。

緑と公園係主任 申請を受けた段階とか御相談があつた段階で、何とか残せないでしようとかということをお話させていただいていますが、各所有者のお考えとかそういう御事情もあるので、全てが解除を免れているというわけではありませんが、一応、こちらとしては何とか残せませんかといふようなお話はさせていただいているところです。

亀山委員 残せたものは市の管轄にしていくといふことですか。

緑と公園係主任 残つたものは、条件を満たしていれば、保存樹木で指定されて残つております。

亀山委員 見てどうするかといふのを判断するといふことなんでしょうか。審議していつて、私たちが考えるのは、これをどうしましょうかといふことを、この今の参考資料から知識を得て、相談して結論に持つていくといふ作業ですか。

緑と公園係主任 はい。

亀山委員 ありがとうございます。

小木曾会長 私たちがやる作業は、今、申請があつたものを、こういうふう整理されて、現地を見て、結論としてこういうふうにしたいんですといふことに対して何か意見がないかといふ感じですかね。最初は分かりにくいですよね。といふ感じになります。また分からないことがありましたら聞いてください。

ほかに。どうぞ。

小谷委員 小谷です。幾つかあるんですが。まず、今回指定しました、あるいは解除しましたといつたところで資料として出てくるんですけども、これがここで仮に、例えばここは、今回の中で言うわけではないですが、こういう理由でもう少し検討したほうがいいんじゃないかといふことがあると、そこは改めて私たちが現地を見に行つたりといふようなことのプロセスがあるといふのかなといふふうに、一般的な話としてございます。私も小金井に住んでいるけれども、そういうことができるのではないかと。

それから、先ほど、ちょうど今写真に写っている環境緑地、申請があったんだけど基準が満たないということで、階段とか宅地部分があるので、ぎりぎりなのかもしれないんですが、面積基準を下回って、残念ながら基準に合わないので指定しないということなんです、恐らく何らかの理由で申請理由がありますよね。申請書には申請理由とかを書く欄がございますが。そういったときの理由としてはどういったものが、今回の件もそうなんです、維持管理が大変なのか、あるいは、指定されますと固定資産税減免だとか補助金が出たりという、そういったところへの維持管理の補助になるようなものも出るんですけども、どの辺りの理由が申請理由で多くて、今回指定されなかった場合、残念ながらただけでも、その方は何らかの形でお困りのところがあるかと思うんですが、その辺りのフォローアップを考えることも大事だなというふうな、全体的に見渡して思っているところです。

それから、最後なんです、この環境緑地ですとか公共緑地、面的なものが300平米以上といったところで、同じ規模で小金井市内であるものが、どんどん中でこうやって指定されているものの割合というのはどのくらいあるか、大体お分かりでしたら教えていただければということです。

小木曾会長 ありがとうございます。3点の御質問がございました。では、事務局のほうからお願いいたします。

犀川副会長 ちょっといいですか。関連。

小木曾会長 どうぞ。

犀川副会長 今の小谷さんの質問の中で、申請理由はどうだったかというのは同じです。もし申請書が写したのがあるのでしたら、どんなふうな申請されているか、私が知りたい。どうですか。今は申請書類あるんですか。保全緑地が却下されたでしょう。条件、家が間にあるとか階段があるとか。ただけでも、その前にその人は申請したじゃないですか。

緑と公園係主任 すみません。今、手元に申請書はございません。

犀川副会長 おおよそのことでいいです。

緑と公園係主任 先ほどの御質問に対する回答ですが、まず、申請段階では、申請理由を記載する欄というのは現状の書式ではございません。解除のときには解除理由を書いていただく欄というのを設けているのですが、申請

段階では、理由を記載する欄というのを設けておりません。

犀川副会長　そこについて。概してどういった理由で申請されてくるという傾向があるかという傾向でもよろしいんですけども。

小木曾会長　今の御質問のところ、例えば、減免の申請があるのでやりたいとか、市の保全として貢献したいとか、そういう理由がどういう感じかということを知りたいということですよ。

犀川副会長　そうですね。

緑と公園係主任　事務局、井上です。申請書には、今、関口が申し上げたように、申請理由の記入欄はないのですが、窓口で申請書をお預かりするとき、お話を伺わせていただいております。

そのとき、具体的な割合ではないですけども、樹木で多いのは、保険に市が加入するという理由で樹木を登録したいですというお話を伺うことが多いです。

小木曾会長　というような状況です。1番目は。

犀川副会長　そういうのが多いと。

小木曾会長　今、そういうシステムになっているという感じでしょうかね。2番目。

犀川副会長　いいですか。

小木曾会長　ちょっとまだ、さっきの3点、それに対して回答いただくので、ちょっとお待ちください。

最初に……。

小谷委員　3点目の……。

小木曾会長　3点目ですか。

小谷委員　3点目は、環境緑地の指定基準を300平米以上の緑地というのを対象にしていますよね。こうやって指定されている件数ないしは面積でもいいですが、とそれから市内にある緑地、指定されてないものも含めたものの割合というのと、どのぐらいのものが、特にこれは民有の緑地が対象でしょうから、どのぐらいの割合が指定されているのかなというのを把握していらっしゃれば。あるいは、把握していらっしゃらなかったら、これからその辺りも考えていきたいなというふうに思いますので。

小木曾会長　今のはこういうことですか。緑地がこれだけあって、指定されたのがこれだけあります。民地ですけども、指定されていない緑地とか調べていけば、可能性としてまだこれだけあるから、その割合がどのぐらい

かというのを知りたい、と。

小谷委員　　そうですね。あと、どのぐらいの方がそういうのを登録というか指定という形でやっていくか、そこは先ほどの理由ともつながるんですけども、要するに、何らかのある意味で資源であったり貢献であったりといったところとの関係もあるし、そうじゃないものとの関係というのものがあるのかなと思ったんですけども。

小木曾会長　　そういうデータは整理されていますか。またはざっくりした感じで結構ですけど。

緑と公園係長　　今、お手元にみどりの基本計画書を置かせていただいておりますので、81ページを御覧いただければと思います。令和元年度にみどりの調査を実施しております。その中で今回のような樹木・樹林地のところの調査もしております、81ページの下段にございますとおり、令和元年度の私有地の面積は、207.05ヘクタールになっております。

そのうち環境緑地に指定されているのというのは、今回お示しさせていただいている参考資料のほうにもございますが、4.6ヘクタール程度は指定させていただいています。一概に多い少ないということは申し上げにくいんですが、割合的にはそういう割合になっているというところでございます。

小谷委員　　ありがとうございます。たしか20年ぐらい前のみどりの基本計画の調査のときか何かで見させていただいたときに、500平米以上のまとまった樹林地とか1,000平米以上のまとまった樹林地というのを、図をみどりの基本計画策定の際の調査でつくられていたんです。そのとき、例えば、ざっとの数字、10個ぐらいとか20個ぐらいというのがありまして、そうするとそういうのは徐々に徐々に減っていくわけなんですけれども、そういったような形での件数とこの環境緑地の指定というサポートというか、その関係が知ればなといったところでもありますので。

多分、今日の段階では細かいところまではこれ以上は進められないかとは思いますが、また次回に向けて、そういった観点で調べたり考えていくといったことができるといいのかなというふうに思っております。

小木曾会長　　ありがとうございます。資源がどのぐらいあって、現状、緑地というのは減っていく状況にありますけれども、歯止めをするようにみどりの

基本計画でやっていますけれども、どれだけの緑地があって、保存緑地の指定はどのぐらいでどんな感じかということが見えるような感じになると、そうすると指定されていないところに働きかけをすればという手もあるので。

小谷委員　　そういったところを見に行ったりなど、いろいろな手だてがこれから考えられる。

小木曾会長　　市から営業に行くみたいな感じですか。

小谷委員　　まあ、そういうのも1つあるかもしれませんね。

小木曾会長　　私、今のお二人のお話の中で、これ日本でできるかどうかちょっと分からないんですけれども、この樹木の保存条例というのが結構気になっていまして。

数年前にドイツの樹木保存条例というのがありまして、ある大きさになったら民有地の緑は切ってはいけないという条例があるんですが、それを各市の調査に行ったことがあります。そのときに非常に参考になったのが市の対応の仕方なんですけれども、簡単にできることじゃないかもしれませんが、まずは、保存条例を解除したりとか問題が起きたら、書類は何でもいいですと、メールでも電話でもファクスでも何でもいいので、まず一報をくださいというスタンスなんですよ。

それって結構大事な話だなと思っていて、そこから話がつながってきて、こうすれば行けるんじゃないかみたいなアイデアを出していたんです。そこで。現地に行ってみるとのことなので。そんな申請したり解除するときの第一報みたいな相談をもらえると、その段階の相談とかアドバイスができるんじゃないかなとちょっと思いました。そういうことも今後可能ならば考えてもいいのではないかとちょっと思いました。

ありがとうございます。どうぞ。松嶋さん。

松嶋委員　　今のお話の中で先生がおっしゃっていたんですけれども、そもそもこういうシステムがあることを市民の方がどうやって知るのか、保存樹木だったりとか生け垣とか、私は農業委員になりまして、あと、その後長計審とかに関わっていて、初めて市がこんな取組やっているんだというようなことを知ったわけなんですけれども、生け垣をつくったらこれだけ助成があるよみたいなことというのは、一般市民の方がどういうふうにしてどういうふう申請されて、この営業に行ったらいいと言ったん

ですけれども、申請するとかいう前に、そのことを知らなければ申請のしようもないので、それこそ、ここの樹木は申請できそうですよというように教えてあげなければ申請も出ないですし、また、指定されても、そういうものの仕組みがどうやってその方に分かるのかなど。

大体大きな樹木を持っている方は農家の方も多いですけれども、それをわざわざ指定しない方も多いたか、知らないでそのままやっていたらしゃるのかなということが1つと。

あとは、もう一点。先ほど、基準に満たなかった柿の木というのがあったんですけれども、例えば、木によってはそれほど大きくはならないけれども横に広がったりとか、緑の創成ということで、木によって大きくなったりする限界というのは多分あると思うので、大きくなる木だけ指定していると多様性というか、例えば、ケヤキとかイチョウとかは大きくなるので指定されやすいですけれども、それほど大きくはならない木も保存樹木として残していかないと、大きな木ばかり残ってしまうんじゃないかなという。

結構、得てして大きな木を持っていらっしゃる方に聞くと、あまりにも大きくなってしまって近所の方から苦情が来て、葉っぱが落ちるとか、だから切らざるを得ないし、大きくなり過ぎてちょっと困ったなという感じになってしまわれる方も多いたかと思うので、そんなに大きいということ自体よりは、いろいろな樹木がたくさん小金井市にあったほうがいいんじゃないかなと。

初めての発想なので的外れな意見かもしれないんですけれども、樹木の多様性を考えると、大きいとかそういう基準じゃない基準も設けたらどうかなとちょっと思いました。

小木曾会長　ありがとうございます。今の2点は私も気になっていることでございまして、何回かこの委員会でも話したことなんですけれども。1点目についてはどんな感じですか。

緑と公園係長　事務局の小林です。なかなか周知は難しいところもございしますが、市報4月1日号に、今年は一面に載せさせていただいて周知させていただいたりしております。あとは、環境特集号というものをやっておりまして、その中でも制度の説明はさせていただいております。今回も、昨年度から要件緩和しておりますので、昨年度より非常に問合せが多くて、特に

保存生け垣に関しましては非常に多くの御申請をいただいたというところもありますので、見ている方には伝わっているということで認識しております。まだまだ周知が足りないんだらうなというふうに感じておりますので、先ほど御意見あったような現地を見て申請対象になりそうなお宅には周知の制度の紙を入れさせていただいたりだとか、そういったことも1つできることではあるかなとは考えています。

あと、大きな木だけでなくというところの部分で、小さな木も指定したらどうかという御意見もありまして、初めてこの審議会でもいただいた御意見でもありますので、ちょっと研究のほうをさせていただいて、何か満たしたような樹木が残せるような取組が考えられればいいかなというふうに私も感じておりますので、前向きに捉えて研究させていただければと考えています。

松嶋委員 ある一定の年数がたっているみたいな、例えば、柿の木とか桜の木とかでも何年樹木みたいな形で、大きくはないけれども立派だみたいな感じというのがあったらいいのかな。

緑と公園係長 ほかの自治体であるのが、名木というような位置づけで指定されているような自治体もございますので、小金井市でも御意見を踏まえて検討できればと考えていますので。また、この審議会のほうでもそういった場も設けられれば、審議のほうをお願いできればと考えていますので、引き続きよろしく願いいたします。

環境政策課長 補足です。1点、周知の部分で、市報での周知もしておりますし、担当のほうで要件を緩和したときにチラシみたいなものを作らせていただいて、写真付きとか長さとかそういうものも分かりやすくしたチラシみたいなものを作成しまして、ホームページのほうでもたしか掲載していたかなと思います。いろいろな機会を捉えて、なるべく多くの方に伝わるように周知の方法をいろいろ考えていきたいと思っています。よろしく願いします。

松嶋委員 ありがとうございます。農業委員をしていると、市民の方に、畑のこともそうなんですけれども、周知するのが一番難しいので、その辺が課題かなと思います。

環境政策課長 ありがとうございます。

小木曾会長 今回のチラシ、ぜひどんなチラシだったのかということをお皆さんに次回

にでも出してもらって。写せば出してもらって。

広報はとても大事ですから。せっかくやっているのに、みんなに知ってもらえないと。私も緩和したので結構周知してほしいなとは思っていたので、一生懸命やっていたかとは思いますが、なかなか……。

尾路委員 尾路です。今のことにしまして、昔、武蔵小金井の駅前に生け垣の見本公園みたいなのがありましたよね。あんなすばらしい場所にはなかなか難しいと思うんですけども、どこか公園の一部にこういう感じで生け垣ができますよというのを市民が見られると、こういう感じで作れるんだなというのが具体的に分かったりしていいかなと思うのが1つと。

あと、先ほどおっしゃっていたチラシなんかは、例えば農業祭とか、市民の方がいっぱい集まって、しかも緑に関心を持っている方がいっぱい集まる場所で配っていただくとベターかなと思いました。

以上です。

小木曾会長 こちらの課だけではなくて、ほかの課にもイベントがあったら配ってくださいとか、いろいろ積極的にやるといいかもしれませんね。皆さんもぜひチラシをもらって帰って、近所にまいてもらって。

そうそう。可能性のありそうなところ。

緑と公園係長 こちらのほうを作成させていただいて、窓口でも御案内させていただいているのと、ホームページのほうにも載せさせていただいて、要件等も記載させていただいたものを掲載していますので。分かりやすく作っているつもりなので。昨年度も審議会のほうに諮らせていただいた図ではありますが、こういったところで周知のほうは図らせていただいています。

環境政策課長 今いろいろ御提案いただきましたので、環境政策課でもいろいろなイベントをやる機会があったり、緑、例えば、苗木供給とかするときがありますので、そういったときに入れられるかどうかちょっと担当のほうと相談して、できるものはチラシをお配りしたいということでできればなと思いますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。どうぞ。亀山さん。

亀山委員 亀山です。今おっしゃった樹木を配ったりする機会が小金井はたくさ

んあるんです。そのときに、おっしゃったように、木に関心のある方がいらっしゃるわけで、そういうときがいいのかなと思いました。おっしゃったとおりです。

小木曾会長 入れる場所もあるわけです。

亀山委員 私たちも手伝いに行きます。

小木曾会長 配りに。私も日にちが決まれば行きます。前向きに、駅前で配りたいと思います。

平野さん、どうぞ。

平野委員 初めて出席して、保存樹木、保存生け垣があるということ、全く知りませんでした。奨励金があるということも。リストを見ますと、緑町が本当に少ないんですよ。でも、あれだけいろいろ農家があって樹木があるのに申請しない人がいるんじゃないかなと今直感しました。

できれば、今、いろいろな市民の方に知ってもらいたいというきっかけとして、小金井公園へ行きますと、「この木何の木」というリストがあるんです。必ず樹木に番号が打ってあって、それを見て自分で回することもできるんです。そうすると、自分でこの木は何の木かなということに関心を持ってもらえる、見るということができるようなんですけれども、このリストのように、何本かありますけれども、例えば、保存樹木に番号が打ってあるとかというのはあるんでしょうか。その辺りが、私、番号を見たことないです。

小木曾会長 ありがとうございます。今段階では多分ないと思います。以前には保存樹木というプレートをつけたほうがいいんじゃないとかそんな議論もちよっとあったんですが、ちよっとその辺がまだ……。

笠原委員 笠原ですけれども、何度かついているのを見たことがある気がするんですが。

環境政策課長 ついています。

小木曾会長 すいません。失礼しました。認識不足でした。

平野委員 あるんですか。

小木曾会長 番号もついています？

平野委員 全てに？

緑と公園係長 事務局の小林です。全て保存樹木についてはつけさせていただいて、登録番号も記載されたプレートをつけております。

平野委員 結構大きいですか。

笠原委員 このぐらいの大きさですか。

平野委員 そうですか。今度見てみます。

小木曾会長 それがついてなくて大きな木があったら、PRできますよね。生け垣について、以前、つけようかどうかという議論がちょっとあったんですけども。あれもやればいいかなと思うんですが。

平野委員 緑町に住んでいて思うんですけれども、農家がどんどん宅地化されて、伐採されてきているんですよね。リストには全然少なくなっている。でも、すごい木があるんです。あるんだけど、初めて私は見ましたが、保存樹木、保存生け垣にしたほうがいいんじゃないかなと思う木もあるんですが、そういった関心を市民の方が持つように仕向けなくてはいけないなと思いました。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。なかなか周知されてなかった。平野さんも御存じなかったということなので。でも、今回知っていただいて、いろいろ協力してください。そういう御意見ですが、何かコメントございますか。

笠原委員 今話題になっているのは、指定されている樹木と緑地等々、実際の緑地等の乖離はどのぐらいあるかというのを議論されているということですよ。よろしいですか。現状の全体に対してどのぐらい指定されているというような議論ですよ。先ほどの。

小木曾会長 緑地についてはそうですね。保存樹木の太木については、多分、他の指定されていないものは把握できてないんじゃないかなと思います。

笠原委員 そうということですよ。たまたまうちに生け垣があって、今年、申請させていただいているところなんですけれども、うちの町内とか、前原町四丁目なんですけれども、元年度の2年実態調査報告書を見ると、生け垣の長さを表しているんですけれども、71メートルと書いてあるんですよ。

小木曾会長 何ページですか。

笠原委員 70ページ。この数字を見て、周りに結構生け垣があるのに、70ということはないだろうなと思ったりして。私のところも10メートルそこそこなので、去年申請しようとしたら、申請の期限というのがあって、

もう申請は締め切られましたのでまた来年お願いしますということで、今年申請をさせていただきました。

そういうことで、言いたいのは、この実態調査が申請ベースなんですよ。実態を表していないんです。申請の実態を表しているんです。ということは、実態の調査が行われていないということになる。私も少し協力しましたということです。

もう一つは、この横表なんですけれども、総括表にありますけれども、ここに令和元年度から令和5年度まで増えているのがあるんですけれども。ありますよね。これはこの間に指定したということを行っているわけですよ。このページ、何か意味あるんですか。これと意味があるかということと、それからもう一つは、指定した件数を記載するのであれば、更新をしなかった件数、あるいは排除した件数も記載したほうがいいんじゃないかと思ったんですけれども。実態というか、この内容は。

小木曾会長 それで経緯が分かるということですよ。

笠原委員 だから、例えば、今年5件指定したとしても、解除が6件あれば、古いほうが減っていくわけですよ。

小木曾会長 今の2点でよろしいですか。御質問。

笠原委員 そうですね。

小木曾会長 では、事務局お願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、保存生け垣の調査につきましては……。

笠原委員 すいません。私は生け垣について言ったけれども、それ以外の樹木にしても、どっちにしても同じじゃないか。今、生け垣を例に出しましたが。実態調査というのは。

小木曾会長 民地の樹木も全部調査しているかということですよ。

笠原委員 そうです。あくまでも申請ベースで緑地も樹木も生け垣もまとめられているというふうに私は考えています。

緑と公園係長 市内全域を樹木の本数だとか生け垣の延長を調べるというのは、なかなか非常に大変で、困難なことかなというふうに考えておきまして、その中で市が指定している保存生け垣の延長と本数の対象に令和元年度の調査の中ではお示しさせていただいているところです。それを今、全部やってくださいというお話なのかどうなのかちょっとよく分からないですけれども、そこは難しいかなというふうに私は考えています。

なので、それが実態として分からないじゃないかということかもしれないんですけれども、なかなかそれは、個人のお宅の中に入って調査したりしなきゃいけない場面もありますし、難しいんじゃないかなというふうには考えています。

2点目の保全緑地の総括表のまとめ方について、分かりにくいんじゃないかという御指摘かなと思いますので、申請の新規の件数、更新の件数、解除の件数というのは、目に見えて分かったほうが一覧としては分かりやすいだろうなというふうに今の御意見を踏まえて感じましたので、来年度以降、御指摘を参考にした表記にさせていただければと考えています。

小木曾会長 ありがとうございます。2点目については、特に私も分かりにくいなとずっと思っていました。どういう表がいいかなと思いましたが、1回工夫して作っていただければと思います。

1点目は民地なので、どこまでできるか。マンパワーもありますから。大学のどこかの研究室でやってくれるといいですね。難しいのは敷地の中なので、どこまで外部から調査できるかというのもちょっとあるので、そういうのも踏まえて、可能性があるかどうか考えることが必要ですね。

笠原委員 笠原です。ちょっと付け加えさせてもらおうと、例えば、生け垣、申し訳ないですけども、生け垣であれば、道路に沿ってここからここまでというのを測って、その程度はできるかなと思って。私も自分で小金井市で適当な地図があれば、ここからここまでとやってみて、実際何メートルあるかというのを調べてみようかと思ったんです。だけど、そこまでやらなかったです。だから、やれとは言わないです。

小木曾会長 申請は今回ここに入っています？

笠原委員 はい。

小木曾会長 入っています？

笠原委員 入っています。

小木曾会長 どうぞ。

亀山委員 亀山ですが、今現在は、申請をしたものを市で精査しておくということに制度がなっているので、なかなか私たちは踏み込んでやっていくためのマンパワーもありますし、難しいような気がするんです。もしこれを全て網羅して協力をしてもらいたいと思っても、きっと、規格に合え

ば全部登録は可能ですよということであるのかどうかもちょっと分かりませんし。

だから、徐々にさっきの広報みたいな形で、自分の樹木がこれに該当するんだということを知ってもらってから始めるのがいいのかなど。私もブロック塀があったら駄目だというのを今回初めて知ったので、そういうふうになっているんだという。自分の持っているものがそれに該当するのかなとか、そういうふうに申請しようと思う気持ちがあるのかなとか様々、合致しますよと言われても、いや、ちょっとと思われる方もありますし、とてもデリケートな問題だと思いますので、徐々に認知を上げていっていただいて、みんなが緑を守っていこう、緑いっぱいにしたいなという思いが、機運が上がってきたときに、笠原さんのように自分のところも登録したというふうなことが自主的に出てくるのがまず最初かなという気もちょっと今話を聞いていて思いました。

小木曾会長 ありがとうございます。

私も全部例えば指定されて、補助金を出して行って、それで予算とか大丈夫かなと聞いたことがあるんですけども、どこか都の補助金でしたか、そういうのを使っているのが大丈夫だという話をちょっと聞いたんですけども。まだ可能性はいっぱいあると思います。申請をしてですね。

特に今聞いて、樹木の保険に入れるということを意外と知らない人がいっぱいいるんです。そういうのも含めて広報していかないと。せっかく制度があるのに、市民の方に伝わっていないともったいないと本当に思います。

松嶋委員 松嶋です。先ほど平野さんがおっしゃっていた、緑町でも少ないと、農家さんがいるのにおっしゃっていて、先ほどちらっと言ったんですけども、農家さんは多分制度のあることは御存じだと思うんですが、近隣の方に御迷惑がかかるんじゃないかというようなことで、ちゅうちょされている方も多んじゃないかと推察され、ほかのこともそうなんですけれども、農家さん、近所の方にほこりが飛ぶんじゃないかとか、例えば、ちょっと燃やした煙が行くんじゃないかというのをすごくデリケートに気にされている方が多くて、例えば、指定するよりも、指定して何かなるよりは、切ってしまうかなみたいな方も多と思うので、

むしろ近隣の方にこの木は残してほしいなという気持ちが芽生えれば、農家さんも残しやすくなるのかなというふうに思っています。

畑のこともそうなんですけれども、最近、クレームを入れる方が多くなって、変な話ですけども、引っ越してきて、砂ぼこりが来るから畑やめろみたいな方もいるぐらいだと聞いているので、やっぱり近所の方というか、小金井市民が全部大きな木だったり生け垣を残したいという気持ちを創出できるような仕組みを根本的につくっていくのが一番いいのかなと感じました。

小木曾会長 ありがとうございます。そういう研究をしている先生もいるんです。どのぐらいのエリアの人が大木について認識できるのかとかいろいろありまして、そういう感じで、市民の中から愛された大木はぜひ保存してほしいとか、そういう仕組みがあるといいですね。

松嶋委員 周りの方も切ってしまうということが分かったら、「え、切っちゃうの？」とすごくショックを受ける方も多いので、そういうこともお互いにコミュニケーションが取れたりするといいのかなと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。
ちょっと長くなりました。私、最後に、私のいつもの通勤ルートのところ結構大きなお屋敷があって、別の自治体ですけども保存樹木がありまして、ケヤキですが、結構な大木なんです。大谷石の擁壁がありまして、ケヤキの根が押しているようで、擁壁がはらんできていると業者の方に聞きました。これどういうふうにするんですかと聞いたら、私は切ってしまったほうがいいと思うんですけども言ったら、御主人が「私が死ぬまでは絶対この木は切らない」と言って、矢板を打ってガードしたりとかして、その前面を非常にきれいにお化粧する施工をしていました。

そういう方もいらっしゃるということで、いつも夏は、そこを通ると涼しいし、貴重だなと思って。1回、その方に、私も興味があるので、どういうふうを考えているか聞いてみたいなど。いろいろな方がいらっしゃいますけど、そういう事例もあります。

では、ちょっと長くなりましたので、このまま行くとこれで終わってしまうので、この辺で1回切らせていただいて、次に行きたいんですけども、大丈夫でしょうか。

犀川副会長 ちょっといいですか。さっきの66番のスライドで、クレマチスと風

車とツルバラかな。保存生け垣の66番です。あれは間違えじゃないかなと思う。委員会の最初の書類確認……。

小木曾会長 何番ですか。

犀川副会長 66番。3つ名前があるけど、実際は2つだと思うんです。さっきスライドを見たら、その植物があるところが遠いんですね。分からないんですけれども、恐らく2つの種類、ツルバラとクレマチスだけなんだろうと思うんです。風車というのは別名なので。申請した人が多分どっちかを括弧に入れているはずなんです。遠くのほうにある。66番。これこれ。ちょっと向こうのほうで見えないんですけれども。クレマチスと風車、同じ、どっちもクレマチスなんですよ。クレマチスもカザクルマ。

小木曾会長 クレマチスも風車ということ。

犀川副会長 だから、「風車」を取ってしまっていいと思う。普通はクレマチスで通用していますからね。風車って昔からの日本の和名で大事なんですけれども、クレマチスで流通している。実際、2種類しかないのに、3つ名前があると3つあるように思えてしまうので、片方消しておくと思いますけど、どうでしょう。

小木曾会長 今のお話でよろしいですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。御意見のとおりに訂正させていただきたいと思えます。

小木曾会長 ほかにございますか。

犀川副会長 あるんですけれども、本当は。

小木曾会長 まだまだたくさん……。

犀川副会長 たくさん。

小木曾会長 時間がありますから、あとで御意見をください。

犀川副会長 そうですね。分かりました。

小木曾会長 この話は結構いろいろあるんですよ。私も幾つかあるんです。

犀川副会長 後で時間があったら。

小木曾会長 そうですね。それだけ重要なところだと思います。可能性もあります。では、この辺で資料1から4が終わりまして、特にならなければ次に行きたいんですけれども。

令和4年のみどりの基本計画実施計画について話したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。資料の5と6ですかね。

緑と公園係主任 では、事務局、井上です。後ろからすみません。少し声を張らせていただきます。資料5、6について説明させていただきます。お手元の資料、スライドのほうですと少し見にくくなるかもしれません。お手元の資料で御覧いただければと思います。A3が3枚、両面印刷となっておりますのが資料5、資料6も併せて説明させていただきます。

小金井市みどりの基本計画実施計画につきましては、令和2年度に策定しましたみどりの基本計画に記載のある取組に対して、市の各部署において具体的な事業等を実施し、各取組について改善を図りながら継続的に取り組むため、令和4年度の評価、実施内容、改善事項、今後の課題等について取りまとめたものとなります。

実施計画の進行管理につきましては、毎年1回、各課へ照会をいたしまして、その結果を、こちらの緑地保全対策審議会で確認いただき、各委員の方々からいただきました御意見を今後の取組へ反映することとしております。昨年度、初めてこちらの審議会で御意見をいただき、今年度、2回目となります。

本日の御説明として、全部御説明しておりますと大変長くなってしまいますので、まず1例御説明して、その後、計画どおりいかなかったものを中心に以下説明をさせていただこうと思います。資料5を最初に説明して、その後、資料6を御説明し、質問や御意見をいただきたいと考えております。

こちらのまずA3の長い資料5の中で、No.1と2を具体的に取り上げながら1つ事例を紹介して、その後、説明を進めたいと思っておりますが、皆様のお手元にもみどりの基本計画の冊子があるかと思います。この取組方針、具体的な取組、主な取組となりますのが、No.1で言いますとページ18ページにございます内容。それを資料の中にピックアップしております。具体的にこの基本計画の中から取り出しまして、それに対して取組事業ということで具体的に何をしていくか、取組事業内容をさらに具体化したものを書いております。

保全緑地制度、ちょうど今お話をさせていただいておりました保全緑地制度の活用による保全ということで、具体的には、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用ということで、では何をするかということで、計画どおり行いました。

それでは何を行ったかというところで、ちょうどA3の真ん中辺りの実施内容ということになります。市ホームページ、ツイッターなどでの周知、先ほども申し上げましたが、4月1日号の一面にて制度の通知をさせていただきました。そのほかにも、滄浪泉園緑地において、市内の小学校の児童に樹名板を作ってもらって、それを実際に園内で今つけてございます。園内に入っていただくと、滄浪泉園内の樹木に子供たちが作った樹名板が設置してございます。こういった内容で計画どおりにできたということで、B、Bと並んでございます。

これが1つの例として今御報告申し上げたのですが、これは全部で52番までございますので、全部を申し上げると長くなるので、計画どおり行かなかったB以外のものについてピックアップさせていただいて御説明いたします。

では、具体的に、6番なのですが、みどりの基本計画では、民有地の緑を守るということに対して、具体的な取組、市民協働による環境緑地の維持管理ということ等を挙げていたのですけれども、具体的な取組で近隣の小中学校の児童・生徒の参加を推進することを掲げていましたが、令和4年度につきましては、まだこの時点で小中学校の美化サポーターさんへの参加、ボランティア活動の参加というのがあまりうまくいっていませんでしたのでCとなっております。

令和5年度では、市内の小学校、向かい合う児童館と協働しまして、美化活動、ボランティア活動、公園の花壇を一緒にという事業を今展開しております。

ほかにBの評価以外のところでピックアップさせていただきますと、18番、めくっていただいて次になりますが、魅力ある公園をつくるということで、小長久保公園、三楽公園の整備工事ですけれども、こちらは工事の遅れがありましたのでCとなっております。

ただ、理由としましては、公園内の埋蔵文化財発掘調査というのがありまして遅れたとの原因ですが、この公園の中でちょうどその埋蔵文化財を展示する取組を行っており、工事自体は計画どおり行かなかったけれども、市内近隣の子供たちやお住まいの方にその埋蔵文化を見ていただくというきっかけにもなりましたので、悪いことだけではないなと思っております。

同じようにB以外のものと言いますと、23番、次のページになりまして、みどりの基本計画の「魅力ある公園をつくる」、「公園機能を充実・更新する」というところで、具体的な取組、公園施設の適正な維持管理という項目なんです。残念な御報告ではあります。市内の緑地において、枯損木の倒木、樹木の越境に起因するもので損害賠償が生じてしまいました。なので、これに対してはC。計画どおりには行かなかったということでCにしてございます。

この後、またお話を具体的に説明させていただきますけれども、管理基準を検討するというので、この審議会でもたお話しさせていただきます。と思っております。

今、お話が大分長くなってしまっているんで、幾つかピックアップして、資料5について御説明をさせていただきました。簡単に資料6について御説明をしていきたいと思っております。資料6を御用意ください。

こちらがみどりの基本計画の施策の実施による効果を測るための目標値、いわゆる指標につきまして現状をまとめたものです。なお、今後につきましては、令和7年度に各指標の検討を行い、中間見直しを行う進捗管理を行ってまいります。

簡単に御説明させていただきました。何かございましたら御意見いただければと思います。説明は以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。大量な資料ですけれども、皆さんに事前に配らせていただいて、ちょっと経緯の分からない方もいらっしゃるかもしれませんが、新しいみどりの基本計画ができて、それに基づいてどういうふうにならぬ項目が進行しているのかということの評価する形がスタートしました。結構議論してここに行き着いているわけですが、今御説明いただいたところでちょっと気になるところなどありましたら、御質問をよろしくお願ひします。どうぞ。

松嶋委員 松嶋です。例えば、今これがCだったりした場合に、次の年度でそれが改善されたかどうかというのは、前年度が何だったということが記載されていれば、今年度が改善されたということが分かると思うんですけども、前年度がどうだったかというのが分からないような気がするんで、CがBになっているのか、ずっとBなのかというところが気になる場所です。改善したことがあればお聞きしたいと思ひます。

小木曾会長　そこはどうでしょう。経緯が分かるような工夫ということですが。

緑と公園係長　事務局の小林です。前年度の評価の枠が記載されていないので、比較がなかなか難しいかなとは思いますが。

緑と公園係主任　事務局の井上です。今年度も、昨年御指摘いただいたところで分かりにくいところを、幾つか表記を直させていただいたのですが、前年度の評価という列を1列増やして分かりやすくなるのであれば、また文字が小さくなり過ぎないようにさせていただこうと思います。

松嶋委員　改善したかどうかが知りたいことです。

環境政策課長　かなりこの様式の中でも字がぎりぎり見えるかなというところがございますので、前年度の評価を入れるかどうかちょっと1回検討はしてみますけれども、毎年評価が出てきて、今回もCとかそういったところは特に注視して、その理由等を確認させていただいております。担当のほうからも今説明させていただいておりますが、今後も、前年度どうだったかというところはチェックしながら確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小木曾会長　ぜひよろしく願いいたします。ほかにございますか。

田村委員　よろしいですか。

小木曾会長　どうぞ。

田村委員　ちょっとお伺いしたいんですが、6のCの近隣の小中学生の参加の推進には至っていないのは、コロナの影響ということではないんですか。

緑と公園係主任　事務局、井上です。こちらの内容、市民協働による環境緑地の維持管理ということで具体的な取組を挙げて、さらに、その内容として、ボランティアポイントの取得ですとか近隣小中学校の参加ということをやっております。今、小中学校といろいろ連携は取っている事業はあるんですけれども、この事業については、確かにコロナのこともあり、学校のカリキュラムにどう入れていただくかというところの調整が難しいところもございます。

田村委員　分かりました。ありがとうございました。

小木曾会長　大丈夫ですか。ほかにございますか。どうぞ。

亀山委員　今の小中学校の参加を促す件なんですけれども、これは本当に今、先生も子供もとても大変ですよね。授業数とるのが大変で。だから、とてもチャレンジなことだなと思ってこれを見ています。来年度もどうなん

でしょうね。分からないですけども。どのように学校に計画を持っていかれて、それを実践していこうとされているのでしょうか。もしよければ。

小木曾会長 御意見ありがとうございます。対応がいろいろ分かれば教えてください。

緑と公園係長 事務局の小林です。当初この目標を設定させていただいたときには、事業のカリキュラム以外のところで募集かけて、参加を促すような取組を考えてはいたんですが、ずっとコロナ禍というものがあって、なかなか開催できないという状況が続いていました。それがそのまま今続いてきてしまっているので、ちょっとやり方を考えないと、この取組自体がCから変わることはないだろうなというふうに考えていますので、やり方は事務局のほうでもう一度考えさせていただいて、どうしたら小学生が参加して清掃活動なんかに取り組んでいただける仕組みが整うのかというのを考えたいなというふうに考えています。

小木曾会長 ということです。

亀山委員 この計画はずっと続けてチャレンジしていこうと、小中学生に参加してもらいたいという思いがあって、続けていこうとされていて。

緑と公園係長 事務局の小林です。特にこの屋敷林というところの意識というのはなかなか浸透してないというか、意義について理解を促したいなというところもありまして、こういった取組を計画の中で位置づけさせていただいたところなんですけど、所有者さんの御理解とか御協力もないとできない事業ではありますので、今後、そこも含めて検討していきたいです。

亀山委員 社会科見学の時間が子供はあるじゃないですか。そのときに市内の樹木を見に行くとかそういうことだったら始めて……。ボランティアというところで学校がどう受け取るか分かりませんが。

緑と公園係長 様々今御意見いただきましたので、学校の中で連携ができれば、それもいいと思いますし、授業以外のところで検討できれば、それも幅広くやり方は検討していきたいなと。

亀山委員 Cだと、何だかかわいそうですもんね。

環境政策課長 先ほど小林のほうから、授業の中でやるのか、それ以外のところでもいろいろ検討できるというところもあって、来年度から、指定管理者制度において、その中の提案事業の一つに緑地の探索ツアーとかそういう

たこともあったりしましたので、そういったところと連携して、学校単位じゃなくても、興味のあるお子さんたちに参加していただける、可能性もあると思いますので、そういったところで少しでもCをBにできるように考えていきたいと思います。

亀山委員 大変だと思いますけれども。

環境政策課長 検討できればと思いますので、よろしく願いいたします。

小木曾会長 前向きな意見が出ました。ありがとうございます。では、ほかにございますでしょうか。お願いします。

犀川副会長 犀川ですけれども、後ろ向きの意見ですが。前向きでもあります。ここは緑を大切にというふうな会なんですけれども、緑地を保全しようと。緑の中には、保全しなければいけないものとか保全が大事なものもあるんですが、反対にこれはないほうがいいというのが結構あるんです。

私、実は町会長、もうすぐ終わりですが、やっていて、そうしますと、住民から苦情というのが来て、その多くが、隣の家の木が折れてしまって、どうしようもないから何とか、市役所やら警察やら何やら頼んで駄目なので、町会長さんどうですかと来たんです。

何もできないんですけれども、見に行きますと、緑でいっぱいなんです。ここでお話すると、いいじゃないかとなるような緑ですけれども、それが鳥のふんか何か運ばれて、植えたものじゃないようなやつが大木になっているんです。例えば、トウネズミモチとか、今盛んに植えてはいますけれども、シマトネリコなんていうのも今に大木になります。どういうふうになるかという、今まで植えていたものがみんな生長に負けて、日陰に入って枯れるんですね。結局、緑は増えるけれども、ありがたくない木がいっぱい覆って、隣の家の窓をたたいたり、電線を触ったりというふうなことになるので。

1つの提案は、今後のことですけれども、この会でやらなければいけないのは、こういうふうなことを一歩進めて、保存生け垣にしても保存樹木にしても、見て木があればいいというんじゃなくて、この木があっといういか悪いかを判定するような人もそこにいて、あるいは、今回、一覧表にそんなことがなかったのは感心したので、もしそこに、例えばそういうふうな背景、もらって困るようなやつは保全してほしいというふうに申請が来た場合に、これはこういう理由で許可できませんという許

できない理由も1個つくって、そういうふうなほったらかしの庭なんかには生えている木をなるべく保存しないような方向を考えておかなきゃいけない。私、これは前にも1回言ったんですけども。

やっぱり専門家というか、ぱっと見て木の種類が分かるような人を1人入れておいて、市役所の人が、写真にあったでしょう。写真に写り込んでいたんですよ。ああいうところに1人、木の種類が分かるようにしておいて、私も庭に植わったり生け垣に入り込んだりしたら困るのが分かるような人を入れて、あらかじめこのリストに挙がってこないようにする方法なんかも考えなきゃいけない。今後のことなんですけど、大事なことじゃないかなと思います。町会長をしていて痛感しています。

ほったらかしだったり何か所かあるんですけども、決まってトウネズミモチがだーっとあるんです。あれは日本になかった木で、あっていいと言うかもしれませんが、みんなその周りの人は迷惑かかっているんです。そういうふうなことが起きない前に、小金井はいち早くそういうのを許可しないというふうなのを入れておくといいと思います。

小木曾会長 今の御意見は、ここのリストにそういうものを入れると。

犀川副会長 申請されて要件みたしていたら、シマトネリコなんてすぐ出てくると思うんですよ。盛んに植木鉢にちっちゃく植わったら。あれは地面に植えるとだーっと大きくなってしまいうんですよ。ああいうのが大きくなって、今度切るとき大変ですから、そういうのが分かる人を1人入れておくといい。1人でいいので。木を調査しに行ったときに、入れてはいけない木のリストなんかでもいいですよ。

それから、さっき松嶋さんが言った、大きくなならない小さい木でも保存することもあるんじゃないか。サクラメとかああいったものは小さなものなんかで、あれは大きくなりませんが、ほとんど保存しなきゃいけないようなものはあるはずなので、そういうようなものも分かる人ですね。ちょっとどいたほうがいいのか、なくなったほうがいいのか分かるような人が1人調査するときに市役所の職員なんかにいると一番いいんじゃないかと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。

犀川副会長 将来と言いつつ、時間もないから。

小木曾会長 そうですよ。議論が尽きないですね。

犀川副会長　　ちょっと考えておいてもらって、次回、犀川があんなことを言ったけれども、こうしたらいいんじゃないかとか、犀川の考えはおかしいんじゃないかとか言ってくれるとありがたいです。次回以降、よろしく願いします。

小木曾会長　　何かそれについてございますか。

緑と公園係長　事務局の小林です。みどりの基本計画のほうでも、住宅都市にふさわしい緑ということで、緑の将来像というものを8ページ、9ページにまとめさせていただいてまして、今、御意見いただいたような倒木の危険のあるようなものについては新陳代謝を図りましょうというような考え方で書かせてはいただいております。

保存樹木に関してのお話かなと思いますが、今、保存樹木の調査も造園事業者さんのほうに調査委託をお願いしているところで、保存樹木が大木になってきているので、管理し切れないという方が多くいらっしゃるということも認識してまして、そういったところで、そういった方は解除にするという流れも1点あります。

その中で、今後指定しないということの基準というところをどう設定していくかというのは一番ネックになるだろうなというふうに考えていまして、今、指定の要件を満たしていれば全て指定するというようにしていますので、市としてもなかなか判断基準が難しいなというところもありますので、本件については研究課題にさせていただければなというふうに思います。

以上です。

小木曾会長　　ありがとうございます。樹種については、一通り私は目を通していませんけれども、今はトウネズミモチとかシマトネリコがこのリストになかったので安心しています。

犀川副会長　　そうなんですよ。

小木曾会長　　さっきの柿の木も、もしかしたらすばらしい樹形で名木になるものかなと思って見ていましたけれども、あの写真からするとちょっと難しいなと思ったので、あえてそこは意見は言いませんでした。

小谷委員　　今のお話、犀川先生のお話に関連するんですが、資料5の1ページの6番の、先ほど先生がおっしゃったのは、指導、アドバイスできる専門家がいるといいということなんですが、ここのところ、ちょっと今目に

ついたので、これ以外に適切な施策があるのかもしれないですけども、「民有地の緑を守る」の取組事業内容のところを見ますと、市民協働による環境緑地の維持管理で、専門家とは書いていませんが、市民団体やボランティアと連携して維持管理、保全をすとか、ボランティアポイントを取得できる。

こっちはちょっとあれですけども、要するに、何らかのアドバイスをする体制というか、指定してないところも、私が冒頭に聞いた、基準が足りなくて残念ながら指定されなかったんだけどもといったところに関してそうなんです、維持管理のためのアドバイスをするような、あるいは協力してもらえよう体制だとか、そういったものを考えながら行くといったところで、こういったようなところ、既存の計画のところをアレンジして実施するのは分かりませんが、検討するところとして活用できるのかなというふうに思われましたので、1つそういったところも考えてみたいと思います。

小木曾会長 御意見いただきました。今後検討していくことで、今回はよろしいですかね。ありがとうございます。

貴重な御意見いろいろありがとうございます。ほかにございますか。

ないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。次は、小金井市市立公園の樹木管理ガイドラインの策定について、事務局から御説明をお願いします。資料の7です。

緑と公園係主任 事務局の関口です。それでは、資料の7番をお手元に御用意いただければと思います。小金井市市立公園等の樹木管理ガイドラインの策定についてでございます。先ほどの資料5のNo.23のところでも少し触れさせていただきましたが、今回、ガイドライン策定の1として、策定の趣旨を説明させていただきます。

まず、(1)の市立公園等の現状と課題についてです。本市では、222の市立公園と滄浪泉園緑地を管理しております、そのほとんどが開園から30年以上経過し、樹木の老木化や高木化が進んでおります。また、公園のほとんどが300平米以下の小規模な公園となっております、隣接する住民の方々からも樹木の剪定等を要望するような問合せが数多くございます。

(2)公園の質の向上についてですが、市立公園等については、散歩

や運動の場、子供の遊び場、または火災時の延焼防止等、多様な機能を有しております。地域の魅力向上に資する有効な公共施設であるため、本市では、平成31年の3月に「小金井市公園等整備基本方針」を策定し、公園の質の向上を基本方針として定めております。

(3) 住宅都市にふさわしい質の高い緑についてですが、市立公園等は、市民にとって身近な緑がある一方、緑の量を確保するだけでなく、住宅都市である本市の緑は、安全で快適な場所として存在する必要があるため、令和3年3月に「小金井しみどりの基本計画」を策定しまして、住宅都市にふさわしい質の高い緑を目指すことを将来像として位置づけております。

続いて、(4) 市立公園等の樹木管理の検討についてですが、市立公園等の樹木自体に衰退が起こっていること、周辺住民から多くの要望を受けている状況を受け、今ある樹木を今後どのように管理していく必要があるのか、具体的な管理方法についての検討が必要となっております。

以上が、本ガイドラインを策定するに当たっての趣旨になっております。

続きまして、資料2ページ目の2、本ガイドラインの構成についてです。当初の予定では、ガイドラインについては今年度で策定できればと考えておりましたが、内容の精査に時間を要することから、今年度と令和6年度、2か年に分けて策定をしていきたいと考えております。

スケジュールについてですが、本日の審議会では、1、策定の趣旨から4、関連計画等の整合性まで、今後、12月に第2回の審議会を予定していますが、そちらの中で、5、市立公園等の樹木の現状と課題、6、公園の緑に求められる機能を検討し、来年度の審議会にて、7、市立公園等の樹木の目指すべき姿から9、樹木の具体的な管理方法までを検討していきたいと考えております。

なお、次回以降の検討状況によっては、一度決めたものについても再度検証するといったことが出てくることも考えられますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

続きまして、3、策定の目的についてでございます。市内の公園でも都市公園や児童遊園、緑地など様々な種別があり、種別ごとに樹木の状況が異なっているため、種別ごとの管理方法を定めることを目的として

おります。

4、対象範囲についてです。市内の都市公園や児童遊園、緑地といった市立公園と滄浪泉園緑地を対象としております。

続きまして、3ページ、5、関連計画等との整合性についてです。国土交通省の指針、東京都の手引、小金井市のみどりの基本計画など、本ガイドラインを策定するに当たって関連する計画やポイントをまとめてございます。特に、国土交通省の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針」を基に策定を進めていければと考えてございます。

資料の説明については以上となります。

小木曾会長 ありがとうございます。それでは、これにつきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

笠原委員 笠原ですけれども、策定の趣旨の（1）の後半で「市職員及び委託事業者により維持管理を行っている」と書いているんですけれども、ボランティア団体から年間20日、2時間ずつ活動していきまして、相当な公園の剪定をしております。そういう面で、ボランティアという言葉も入れてもらうことはできるのでしょうか。

小木曾会長 ありがとうございます。

笠原委員 先ほどの大きな表でも、41項なんですけれども、取組状況のところで「環境美化サポーターである剪定サークルにより、公共施設等の植栽管理に際し」云々とあって、活動実績のところ、「コロナ禍において、一時活動を自粛した時期もあるものの、年間延べ参加人数539人により、24か所の公園緑地や公共施設を合計21回、中低木の剪定を実施いただいた」ということもあるので、言い方はお任せしますけれども、入れてもらえれば。去年で21年間ですので、通算すれば。今までで、始まってから作業日数としては374日。環境政策課さんには資料を渡していると思いますけれども、公園緑地等が延べで395回、そのほかも含めて544回の活動。延べの作業時間が21年間で1万8,000時間ぐらい。

そういうこともあるので、これを載せていただくとありがたいです。

小木曾会長 ありがとうございます。樹木管理ガイドラインのどこに入れるかもあると思いますけれども、どうですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。笠原委員がおっしゃるとおりですので、こちらの

ほう訂正させていただいて、追加するような形で対応させていただきたいと考えています。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

尾路委員 尾路です。策定の趣旨の（３）のところなんですけれども、後ろのほうに、「樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引いたり再生するなどの措置が必要」ということが書いてあるんですけども、これは本当に必要なことだと思うんですが、これと併せて、例えば、この木はこういう理由があって切らないとかえってよくないんだよというようなことを市民の皆さんにもよく分かっていただくような広報についても併せて考えていただくといいのかなと思うんですが。

実際、木を切ることに對して非常に拒絶反応を感じる方も多くいらっしゃるようです。何でもかんでも切ることがもちろんいいわけではないんですが、必要があって切ることに対して、丁寧な説明というのは今後必要になってくるのかなと思うので、このガイドラインの中に入れるかどうかは別にして、今後の課題として少し考えていっていただくといいのかなと感じました。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。どうでしょう。

緑と公園係長 事務局の小林です。毎年、何本か伐採せざるを得なく、対応させていただいているところもございますが、基本的には、事前に木のほうに切る理由を示させていただいて、周知のほうはさせていただいた上で切らせていただいています。そのほうも周知が全て対応できているかといったら、ちょっとあれなんですけれども、そういう形で基本的には貼らせていただいた上で切らせていただいているので、その対応は続けさせていただきたいなと思いますし、ガイドラインの中に入れられるかというのはまた検討が必要なんですけれども、必要なことだということが分かるような形で市民の方にも伝わればいいなというふうに考えています。

小木曾会長 よろしいですか。

尾路委員 市民の方から木を切ったことに対するクレームとかというのはあまり来ないものなんですか。

緑と公園係長 公園の樹木に関してはあまりないですね。

尾路委員 玉川上水の桜の整備のときに、かなりお話を聞いたものですから、そういったところで変なあつれきが生じないような形になるといいなと感じます。

小木曾会長 ありがとうございます。確かに、市民の方たちは、地域の緑を見ていて気になることは結構あると思います。この辺は微妙な話がいっぱいありますけれども何かガイドラインで良い表現で記載されると良いと思います。ありがとうございます。

では、ほかにございますか。どうぞ。平野さん。

平野委員 緑町で毎年秋に枯れ葉の掃除をする習慣があるんです。そのときにいつも話題になるんですけれども、なかなか市に言っても動いてもらえない。例えば、市の公園というのが緑町の中にたくさんあるんですけれども、一時、二、三年前ですか、シルバー人材センターに私は属していますものから、シルバーから公園の維持管理をやったらどうかというお話があって、じゃあやりましょうということで緑町では決めたんですけれども、いつの間にか駄目になったんですよ。理由は分からないんです。費用の関係なのか。

皆さん思っておられるのは、公園はたくさんあってすごくいいんですけども、維持管理がなされてない。通報すると、必ず市の職員の方が来られて掃除をするんです。うるさく言わないとやってももらえない。ここに書いてある「市職員及び委託業者により維持管理を行っている」と書いてあるんですけれども、我々は市民としては、委託業者は誰なのか、年何回掃除するのかとか、そんなのは一切分からないんですよ。そういった現状を踏まえますと、やっぱり皆さん町内の方がおっしゃるには、言っても駄目なんだから我々やりましょうよということで、10月は参加者で町内の掃除をしているんです。落ち葉拾いなんかは。

そういった意味で、もっともっと先ほどお話したボランティアの活動とか町内会を活用していただいて、何か具体的にいつ行ってもきれいだなという感じで、草ぼうぼうで出たら、町内会でここは10月に今度、毎年10月なんだから、今はちょっと我慢しておいてねと町内会で言えるんです。それが何も無いものだから、皆さん不平不満ばかりで、言ったらやってももらえるんだからという感じで、言ってもやってももらえないというようなのが町民の現状です。今のところ。

以上です。

小木曾会長 貴重な御意見ありがとうございます。今の御意見いかがですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。市のほうも同様の課題認識しておりまして、御迷惑をおかけしていることは申し訳ない気持ちと、維持管理に御協力いただいていることに関しては感謝申し上げたいというふうに感じています。

この問題、なかなかすぐに解決するお話ではなくて、ただ、そのために、この後に説明させていただきますが、令和6年度から指定管理者制度のほうを導入させていただきます。

その中で、指定管理者のほうが週1回全ての公園巡回するという提案をいただいております、ただ巡回するだけではなく、地域にお住まいの方ともいろいろなお話をさせていただきながら、例えば、今、委員おっしゃったとおり、いつ樹木を剪定するのか、草刈りをいつやるのかというようなことも情報交換できるような関係づくりをしていきたいと御提案いただいております。そういったところでもうちょっとコミュニケーションが図れると、じゃあ分かったというような地域も出てくるんじゃないかなというふうに感じていますので、指定管理者制度をうまく活用して、町内会とも密に連絡体制を取って維持管理ができればいいなというふうに考えております。

以上です。

平野委員 お願いします。

小木曾会長 この後、指定管理者のお話も出てきますので、そこを聞いていただきながらということでしょうか。

ほかにございますか。どうぞ。

小谷委員 小谷です。今回の2ページの4番の対象範囲のことについての質問なんですけれども、市立公園など、「など」という範囲が公園と滄浪泉園緑地というふうにくくられています。その中で、市立公園の中のウというところを見ると、「都市公園以外の緑地（緑地、公共緑地）」と書いてあるので、この辺りはもしかして、そのほかの公園もそうなのかもしれないですが、要するに、今回対象としているガイドラインの対象を公共が管理したりする部分で、じゃあ、民有の緑地、先ほど小林係長もみどりの基本計画で質の高い緑といったところの中に、ここはきっと民有緑地のことも含めてのお話を語られているんだと思うんですけれども、

今回、民有緑地が基本的には含まれてないのかなと思いつつ、このガイドラインというのは、民有緑地に対する通じるものであるような気もするので、ちょっとそこ、今回そこに含まれてない理由と、それから、ちなみに、底地自体は、民有緑地を借地公園とか借地にしているようなところは小金井にはあったりするのがあれば、どのくらいあるのか教えていただきたいといったところでございます。

小木曾会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。今回、ガイドラインにつきましては民有緑地を含めていないものとしています。民有地全体というよりは、まずは、市立公園のほうからガイドラインをつくらせていただいて、できればほかの関係部署の公共施設、あとは道路なんかに広げていきたいというふうにもどりの基本計画の中では記載させていただいています。

民有地の緑地の管理の方法を市のほうが一方的に決めていくというのはなかなか難しい部分もあるんですが、みどりの基本計画の中でも、こういう管理にしたらどうでしょうかというような手引の作成についても触れているところがありますので、次の段階でそこを検討していければ、より市民にも管理のアドバイスにはなるのかなというふうに考えていますので、今年度、来年度については、まずは公園のほうをやらせていただきたいなど考えています。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。

小谷委員 借地公園についてはいかがでしょうか。

緑と公園係長 すいません。借地公園については、すいません、今、具体的な数字を持ち合わせていないので分からないんですが、10か所にも満たないものくらいかなというふうに認識しています。

小木曾会長 あまりないということですか。

緑と公園係長 あまりないです。

小木曾会長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

三浦委員 三浦です。資料の3ページの5の関連計画等との整合性を図るという中で、ちょっと違和感あったのが、小金井市立公園等の樹木ガイドラインの一番最初に遊具の安全点検、遊具が子供にぶつからないとか遊具の隔離の指針が最初に来ているんですけれども、順番としてそれが最初に

来るべきなのはどうかのかなと少し感じました。

やはり市の公園であれば、市立公園をつくっていくための整備の考え方をまとめたもの、これとの整合も非常に樹木管理で重要になってくるのかなと思いましたが、この順番についてもう一度お考えいただいたほうがいいのかという意見です。

小木曾会長 ありがとうございます。順番の話が出ましたが、いかがでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。特にこの順番にこだわりを今持たずに、国の方針を都の方針というような流れで記載させていただいたものもありますので、この記載の方法がそういうふうな感覚になるのであれば、並び順をちょっと考えさせていただいて、整理したいと考えています。

以上です。

小木曾会長 よろしくお願ひします。ほかにございますでしょうか。

亀山委員 すいません。亀山です。

小木曾会長 どうぞ。

亀山委員 この2番目、分からないんですけれども、公園の質の向上を基本方針として定めているという、公園のいろいろなの中に点在して、数を見ると、様々な用途があるような気がするんですけれども、質の向上というのはどこを見ればよかったのでしょうか。

小木曾会長 すいません。今の御指摘はどこでしょうか。

亀山委員 1ページの2段目の「公園の質の向上について」というところです。

小木曾会長 1ページの下段。

亀山委員 その公園の質の向上というところの基本方針を定めているというところをちょっと教えていただければと思ひまして。市の公園について、いろいろなところにあると思うんですが、その町々の特色をもって考えていらっしゃるのか、さっきの公園の遊具のこともありましたが、あるところ、ないところ様々あると思うんですが、この向上を目指すというのはどんなふうなものを基準としてその向上を目指していくのかが、ちょっと教えていただければと思ひます。

緑と公園係長 本日お配りしている公園等整備基本方針のほうの74ページ、75ページのところに考え方は整理させていただいています。当然、質と言ってもかなりいろいろな議論がありますけれども、まず、ちゃんと管理していくことが大前提の中で、どう生かしていくのか、活用できるのか、

市民の方が使っていただけるのか、イベントなんかもにぎわい創出ができるのか、それが地域の魅力向上につながるというのが公園のあるべき姿だろうなというふうに考えていまして、維持管理とともに、そういったにぎわいの創出をつなげていくことで質の向上が図れるというふうな考え方で基本方針のほうは記載させていただいています。

小木曾会長　　今説明いただいたのはこちらの資料ですね。

緑と公園係長　公園等整備基本方針の74、75。当然、使われてない公園、低未利用公園と呼ばせていただいています。そういったところの活用も来年度から始まる指定管理者制度からも活用しながら、民間のノウハウ、経験、実績を踏まえた取組ができればなというふうに考えていまして、そういったところの本当に身近な小さな公園でも活用していただくことで、住民にとっては魅力が上がる、質の向上が図れるというふうに考えていますので、その辺りも含めて、来年度以降取り組んでいきたいなと考えています。

小木曾会長　　ありがとうございます。

亀山委員　　亀山です。公園が今、小さな子供たち、保育園の子供たちがよく遊びに行く場になっているかと思うんです。そのことも踏まえて整備をされるときに、要するに小学校に上がるまでの子供たちが過ごしやすくなるような場所でもあり、また、難しいんですが、小学生や18歳までの子供たちも集える多岐にわたった公園の活用があるんですが、その辺も踏まえて、指定業者の方というのは割にかっちり固めて、木を植えましょう、花を育てましょうというようになって、どんどん面積が狭くなる印象しかなくて。ごめんなさい。そういうことはないと思うんですが。

フェスティバルをすると、大きな花をどーんと並べたりということが、井の頭公園のイメージしかなくて申し訳ないんですけども、自然が生かされたような感じで公園があって、小さな子供たちにも、高齢者の方たちの憩いの場になるような、そんなふうな質の向上であってほしいなとちょっと思っております。

小木曾会長　　ありがとうございます。非常にたくさんある公園の中で、全部同じような作りじゃないので、個々の状況とか場所によって管理の仕方を変えて、ニーズに合うように、低未利用とならないように利用されるようなことを今後考えていくというスタンスがよろしいですかね。そういうふ

うにどんどん進めていくということになっていきますのでよろしく願いいたします。

環境政策課長 先ほど小谷委員のほうから借地公園の件数をお問い合わせいただきまして、公園等整備基本方針の19ページに23か所ということで明記してございます。

小木曾会長 よろしいですか。

緑と公園係長 このときも、所有者さんの意向でお返しした件数もあるので、もうちょっと今は少なくなっています。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。なければ、次に進みたいと思います。よろしく願いします。

特にないので、ここで議事が一区切りつきましたので、市長から諮問のありました令和5年度保全緑地指定解除について、諮問書のとおり答申することによってよろしいでしょうか。異議がなければ諮問書のとおり答申させていただきたいと思います。よろしいですかということです。よろしい方は挙手をお願いいたします。

緑と公園係長 保全緑地だけです。

(賛成者挙手)

小木曾会長 保全緑地。平野さん、どうですか。今の保全緑地のことを市長に諮問しますけれども、よろしいですか。

平野委員 はい。

小木曾会長 満場一致ということで。

それでは、次に進みたいと思います。市立公園等及び環境楽習館の指定管理の指定について、事務局より説明をお願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。会場の都合で12時には撤収をしなければいけない状況で、10分間しか、限られた時間しかないので恐縮なんですけど、ちょっと駆け足になりますが、説明をさせていただきます。

まず、資料8につきまして御説明をさせていただきます。資料8を御用意ください。先ほどからお話しさせていただいている指定管理者の指定についてでございます。対象になっている施設が、市立公園、滄浪泉園緑地、環境楽習館という環境啓発施設の3つの施設を、指定管理者制度の導入を令和6年度から開始いたします。

指定管理者の名称は株式会社日比谷アメニスという会社で、参考資料

の1に会社の概要はまとめていますが、主に造園事業を担っている事業者で、全国の公園で指定管理者の実績がある事業者でございます。

資料8にお戻りいただきまして、指定期間は令和6年4月1日から5年間となります。1ページから2ページにかけて、選定の経過を記載させていただいております。2ページにあるとおり、応募団体としましては2団体応募がございまして、1次審査、2次審査を指定管理者選定委員会のほうで審査していただきまして、先ほど申し上げた日比谷アメニス総合評価1位となりまして、指定管理者候補として選定をされております。

選定理由につきましては、四角で囲まれた記載のとおりです。特に、先ほども説明させていただきましたが、週1回全ての公園を巡回するというところのきめ細やかさが選定の理由となっております。

選定の評価結果につきましては、資料8の参考資料2のほうに記載されております。特に2ページにありますNo.16の自主事業、これは特に市の予算を使わずにいろいろな自主事業を開催するという中で、様々なイベントを開催するという中で、50のイベントの提案を市立公園、環境楽習館のほうでいただいております。

そのほか21番の適切な施設管理ということでも高い評点を得ているところで、先ほどの巡回の観点がそういったところに評価されているということがお分かりになるかと思っております。

最後に、資料8の2ページにお戻りいただきまして、指定管理者の指定につきましては、令和5年9月25日に開催されました委員会において議決されまして、今月の10月11日に指定の告示をさせていただいたところでございます。

説明は以上となります。

小木曾会長 ありがとうございます。ここからは報告事項になりますけれども、何かございますでしょうか。

小谷委員 よろしいでしょうか。

小木曾会長 どうぞ、お願いします。

小谷委員 今御説明にあった自主事業で、事業でやるというのは、これは何年間でやるのかということと、それは公園の部分か、それから、そのうち環境楽習館でどのような御提案なのか、そういったことを伺えればと思う

んですが。

緑と公園係長 事務局の小林です。毎年やっていただくイベントもあれば、5年間のうちにどこかでという御提案もあったかというふうに認識しております。ただ、内訳が今把握できていませんが、環境楽習館についても、季節ごと歳時記のイベントをやっていくという御提案をいただいておりますし、また、夕方の時間帯の小学生の居場所になるような空間づくりというものも御提案いただいたりしておりますので、かなり面白い、表現が適切かどうか分からないですが、わくわくするようなイベントの御提案を多数いただいておりますので、かなり期待しているところでございます。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

尾路委員 尾路です。各公園のボランティア団体さんの関わりというのは、こちらの指定管理者さんが担うのでしょうか。

小木曾会長 お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。指定管理者側のほうに市民協働担当者という者を配置させていただいて、常に環境楽習館のほうに配置されるようなことを予定しておりますして、その担当者の方と密に連絡を取れるような体制が構築される予定です。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。

では、次は、報告事項2として、子供の遊び場等整備事業の実施についてということをお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。子供の遊び場整備事業について説明させていただきます。資料9を御用意ください。

まず、事業の目的ですが、障がいのある子や外国にルーツのある子など、様々な背景を持ったお子様が市内のほうにもたくさんいらっしゃいまして、そういったお子様をあらゆる子供というふうに位置づけまして、公園で一緒に遊べる空間づくりをしたいというふうに考えております。子供だけでなく保護者同士も相互にそれぞれの個性や特徴を理解し合えるようなやさしい町、共生社会の実現を目指して、本事業を実施する予定です。

実施の方法につきましては、今年度より東京都の補助金が創設されまして、子供の遊び場と整備事業補助金というものに小金井市のほうがエントリーしまして採択された事業で、全額、都の補助金を活用した事業となっております。

事業の概要としましては、今年度、子供が遊ぶ上での課題の収集をするワークショップを開催を市内の4公園、4か所で開催を予定しております。併せてアンケート調査を実施していきます。また、先行事例の視察も4公園行っていく予定です。

令和6年度につきましては、障がいのある子供でも遊ぶことができるインクルーシブ遊具と呼んでいます。そちらのほうを梶野公園、三楽公園において試験設置しまして、遊具の活用における課題収集を行っていきます。また、梶野公園におきましては、子供の意見を聞いた上で、菜園の設置、あと、居場所空間の整備を考えております。令和7年度には、梶野公園、三楽公園においてインクルーシブ遊具の整備を予定しております。

対象公園の選定理由につきましては、指定管理者制度導入に当たりまして、様々な方と意見交換をさせていただきまして、今回の指定管理者の募集の趣旨が、個人の特性や背景に関わらず共に遊ぶことができる空間づくりを指針に募集させていただいていまして、その趣旨を説明させていただいた中で、梶野サポーター会議と三楽公園周辺にある弁天通り自治会のほうが積極的に関わっていきたいということも申し出ていただきましたので、そこに関係する公園を選定させていただいております。

誰でも遊べる空間づくりにはそれを受け入れる周りの方々の御理解が必要となりますので、心の壁を除去していかなければならないと考えておりますので、整備段階から整備後の活用も含めて考えていきたいと思っておりますので、両団体のほうに積極的に関わっていただくように御協力をお願いしているところでございます。

裏面に行きまして、事業の日程でございますが、現在事業者の選定中ですので、事業者が決定次第、協議によって詳細が決まってくるので、今は参考の日程というふうに捉えていただければと思います。

予算につきましては、3か年でおおむね1億3,000万程度を予定している事業となっております。

説明は以上になります。

小木曾会長 御説明ありがとうございます。それでは、今の御説明について御質問等お願いいたします。特にないですか。皆さんご協力していただきまして、最後は超特急ですみません。何かありましたら、また次回に……。

犀川副会長 インクルーシブデザインって使うの嫌いだ。日本語にしてほしい。そこら辺を説明しないといけない。

小木曾会長 結構、最近使っていますけれども。いろいろ英語の問題が。日本語英語的なものが結構あります。何か日本語でいい言い方ありますか。インクルーシブ。

緑と公園係長 横文字がなかなか受け入れられない方もいらっしゃると思いますので、御理解いただけるように丁寧に説明していきたいなと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、全体を通じて何かありますか。どうぞ。

亀山委員 遊び場及び菜園等の整備と書いてありますけれども、梶野町公園で工事が始まる。そして、その間使えなくなるということでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。どういったものを整備するかについても、今後、関係団体と子供の意見を踏まえての整備になるので、特に整備してほしいような大きい理由があれば、それも意見としておききしていくところです。

亀山委員 整備している間は、少し使い勝手がよくないですよ。

緑と公園係長 そうですね。

亀山委員 梶野町公園はとても広い場所でもあるから、あそこがどんどんきれいになったり、公園もきれいなんです。本当に羨ましいなと思っています。

小木曾会長 そういう御意見もありますので、対応よろしくお願ひします。ほかに御質問ございますか。どうぞ。

小谷委員 最後、全体的なことについてとおっしゃられたので。冒頭申し上げたほうがよかったかもしれないですけれども、今回、比較的公的な緑地だと公園だとかに言及されている内容が多いかと思うんですけれども、民有の緑地で、先ほど補助が知られてない、活用されればというふうなお話もある一方で、逆に補助がなくても頑張っていて、光が当たってない方でも頑張っている方もいるので、そういったところの方々が本当

に何を求めているのか、あと、それが生かせるといいかなとか、応援してあげられるといいのかなというような観点も含めて考えていきたいなという私は思っております。

特に環境市民会議で民有緑地の観点で考えたことを通じて取り上げていきたいです。あとは、年2回しか審議会がないので、年間のスケジュールでそういったテーマが取り上げられるのか取り上げられないのか、その辺りが、全体の大枠というんですかね、その辺りを今後教えていただいたり、これは委員会と別のときにでもカウンターに伺って、お尋ねできればなというふうに思っておりますので、その辺りについて、御経験のある委員の皆様からもいろいろ教えていただければなと思いますので、今後どうぞよろしくお願ひします。

小木曾会長 ありがとうございます。民地の緑が非常に重要ですね。私もそう認識しています。今後の進め方については、またぜひ御検討ください。

ほかにございますか。なければこれで締めたと思います。事務局のほうからよろしくお願ひします。

緑と公園係長 様々な御意見いただきまして、ありがとうございます。

次回の審議会の予定を御報告させていただきます。次回、12月26日火曜日、午後2時から、公園のほうを見ていただくような機会をつくりたいと思っておりますので、貫井南町にあります三楽集会所で開催したいと思っております。また、地図と併せて御案内させていただきますので、御確認の上、御来館いただければと考えています。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。皆さんの活発な御意見、とても感謝します。5分オーバーしてしまいましたが、改めてまた皆さんにお会いして、活発な議論の下に小金井市の緑の保全について前向きにやっていきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —